

分科会での宿題事項等について

1. 新型インフルエンザ等対策の実施主体について

- 行動計画、ガイドラインにおける実施主体の記載について、「都道府県」と「都道府県等」の役割を明確にすべきとの意見を委員から頂いたところ。実施主体に関して、以下のような考え方で良いか。

【まん延防止及びサーベイランス】

- 特措法においては、国民全体に影響を及ぼす広域的危機管理に対する対策を迅速に実施するとの観点から、感染防止のための協力要請について、都道府県が主体となる。
- 感染症法に基づく措置については、実施主体を都道府県等（都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区）と整理。

【医療体制】

- 医療体制の整備に関しては、感染症法、医療法及び特措法に基づくと、基本的には、都道府県が主体となるが、保健所を設置する市及び特別区が主体となって医療体制の整備を行っている場合もあるため、現行の行動計画を踏まえ、実施主体を都道府県等としてはどうか。

【帰国者・接触者相談センター】

- 帰国者・接触者相談センターについては、
 - ①発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から相談を受け、帰国者・接触者外来へと受診調整する役割を有すること
 - ②一般的な相談に対応するコールセンターと異なることから、現行行動計画を踏まえ、その設置主体は、都道府県等としてはどうか。

2. 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う者について

○ 現行行動計画・ガイドライン、ガイドライン見直し意見書、分科会資料、及び委員のご意見等を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うについて、以下のような内容で良いか。

○ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う者としては、以下が想定される。

- ・積極的疫学調査の結果、濃厚接触者と判明した者に対し、保健所等の医師が予防投与を行う。
- ・患者に濃厚接触した医療従事者等や水際対策関係者に対し、医療機関及び検疫所等の医師が予防投与を行う。

(※)なお、予防投与の対象者が医学的ハイリスク者である場合等は、主治医と相談し投与の可否を検討することが求められる。

3. 抗インフルエンザウイルス薬の選択について

- 現行ガイドラインでは、抗インフルエンザウイルス薬の選択に関する記載は以下の通りとなっているが、現在の知見等を踏まえ、修正すべき点はあるか。

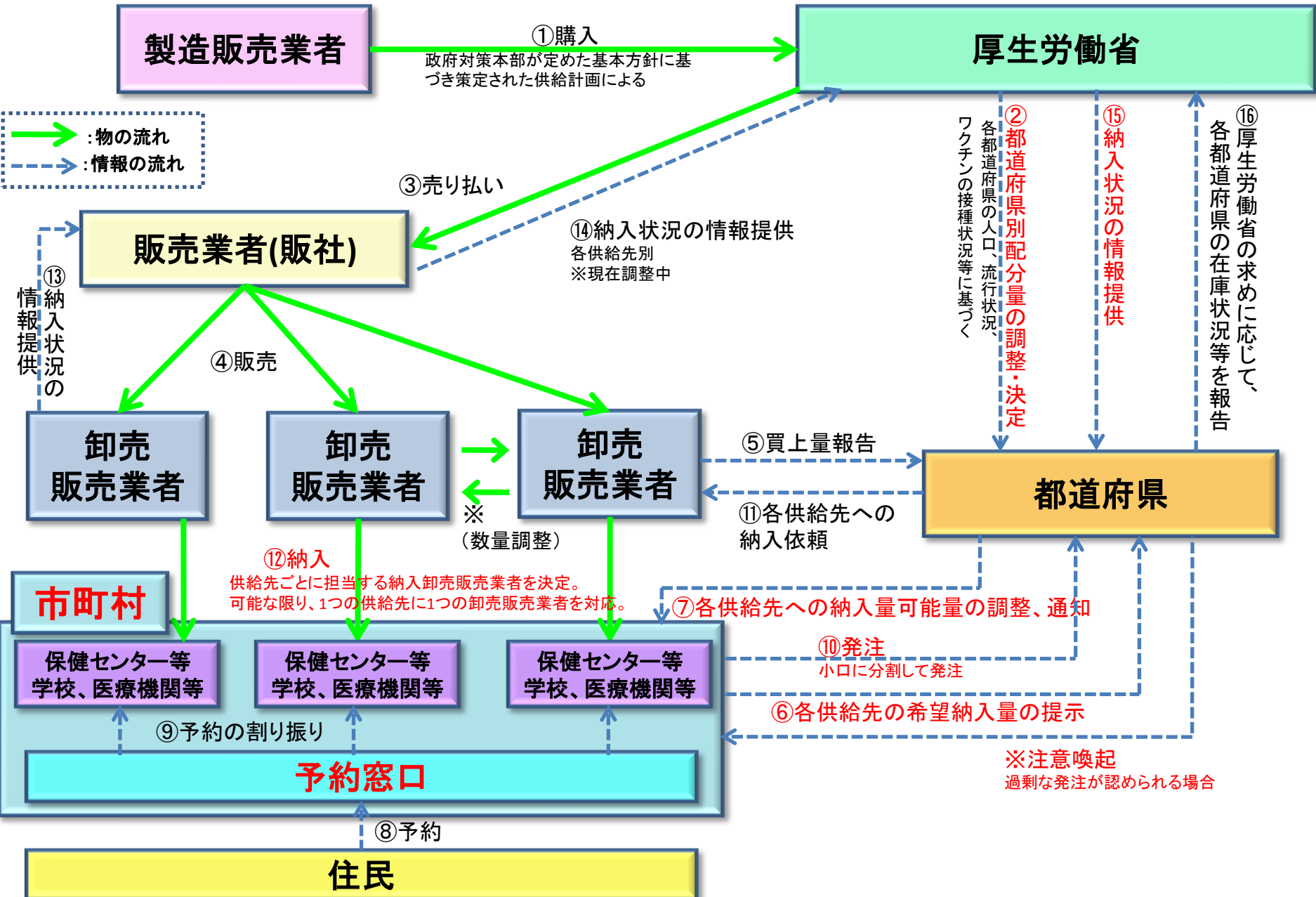
抗インフルエンザウイルス薬の選択について

- WHOは、新型インフルエンザに対して、ノイラミニダーゼ阻害薬による治療を推奨している。ノイラミニダーゼ阻害薬には、経口内服薬のタミフルと、経口吸入薬のリレンザがある。我が国を含め、各国では、経口内服薬で幼児から高齢者までが服用しやすいタミフルを中心に備蓄している。しかし、一部の鳥インフルエンザウイルス株は、タミフルに対する耐性をもち、リレンザに感受性を示すことが判明していることから、我が国でもタミフル耐性ウイルスが出現した場合を想定して、危機管理のためにリレンザを備蓄している。

注:リレンザは吸入薬であるため吸入器の装着が必要となる

- 新型インフルエンザ発生時の治療薬は、タミフルを第一選択とし、地方衛生研究所や国立感染症研究所で行っているサーベイランス等を通じ、流行しているウイルスがタミフルに耐性を示し、リレンザに感受性を示すことが判明した場合の治療時にのみ、備蓄しているリレンザを使用する
- なお、新型インフルエンザの病状についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザの予防・治療方針等については随時最新の科学的知見を取り入れ見直す必要があること等から、今後とも国内で流通している抗インフルエンザウイルス薬の効果や薬剤耐性についての研究、情報収集を行うこととし、抗インフルエンザウイルス薬の投与方法や備蓄量については、適時適切に修正を行うこととする。

新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書等を踏まえた 新型インフルエンザワクチンの流通スキームについて(案)



4. 住民に対する予防接種の予約について

○ 現行行動計画・ガイドライン、ガイドライン見直し意見書、分科会資料、及び委員のご意見等を踏まえ、住民に対する予防接種の予約について、以下のような内容で良いか。

○ 接種の予約等については、以下に掲げる方法等を参考に、地域の実情に応じてあらかじめその手順を計画しておく必要がある。

(通知により行う方法)

○ 接種対象者に対し、接種券を送付するとともに、接種日及び接種場所等を指定した通知を行う。

(例)

- ・ 接種の優先順位、優先接種対象者ごとの接種の開始日については、広報等により周知する。
- ・ 接種会場、接種を受けるための具体的な方法について周知を行う。
- ・ 市町村は、優先接種対象者ごとに、氏名を印刷した接種券を送付するとともに、接種日及び接種場所等を指定した通知を行う。

※ やむを得ない事情等により接種日等の変更を希望する場合のみ、市町村が設置する予約窓口において受け付けることも考えられる。

(予約を受け付ける方法)

○ 接種対象者について、接種券を送付し、接種の予約を受け付ける。なお、被接種者が複数の接種会場に重複して連絡することがないように、市町村は窓口を統一した上で、接種会場を適切に振り分けることが望ましい。

(例)

- ・ 市町村は、全住民に、氏名を印刷した接種券を送付する。
- ・ 接種の優先順位、優先接種対象者ごとの接種の開始日については、別途広報等により周知する。
- ・ 接種会場、接種を受けるための具体的な方法について周知を行う。
- ・ 接種の予約の受付は、予約受付電話等を設けて行う。